

議案第109号

藤岡市青少年問題協議会条例の一部改正について

藤岡市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年11月29日提出

平成29年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

藤岡市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2項」を「前2号」に改める。

第3条第1項中「25人」を「20人」に改め、同条第2項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第3項中「おく」を「置く」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 教育委員会の教育長及び委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

第4条第2項を次のように改める。

2 前条第4項第1号から第3号までに掲げる者として任命され、又は委嘱された委員は、同項第1号から第3号までに掲げる者でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失うものとする。ただし、後任者が任命され、又は委嘱されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第5条第3項中「会長 副会長」を「会長及び副会長」に、「場合」を「と

き」に改める。

第7条第2項中「関係機関の職員及び学識経験者」を「第3条第4項第3号から第5号までに掲げる者」に、「任命」を「任命し、」に改める。

第9条中「藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第79号）」を「藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年条例第5号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 青少年問題協議会委員の項を削る。

別表第3 中

「

青少年指導員	月額	134,000以内
--------	----	-----------

」を

「

青少年指導員	月額	134,000以内
青少年問題協議会委員	日額	7,200

」に

改める。